



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年7月19日金曜日 第527号外1

◇ 目 次 ◇

愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例..... (市町振興課) 1

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例..... (税務課) 3

愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例及び愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例..... (") 7

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例..... (医療保険課) 9

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例..... (薬務衛生課)10

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例..... (障がい福祉課)11

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例..... (高校教育課)11

愛媛県風俗案内業の規制に関する条例..... (警察本部生活環境課)13

県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例..... (財政課)17

条 例

○愛媛県条例第31号

愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条、第2条関係）			別表第1（第1条、第2条関係）		
執行機関	事 務		執行機関	事 務	
1～4 省略			1～4 省略		
5 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収（以下「外国人生活保護の実施」という。）に関する事務であって規則で定めるもの		5 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金_____の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収（以下「外国人生活保護の実施」という。）に関する事務であって規則で定めるもの	
6～18 省略			6～18 省略		
別表第2（第1条関係）			別表第2（第1条関係）		
執行機関	事 務	特定個人情報	執行機関	事 務	特定個人情報
1 省略			1 省略		
2 知事	外国人生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費若しくは障害児入	2 知事	外国人生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費若しくは障害児入

		<p>所給付費の支給若しくは療育の給付、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>所給付費の支給若しくは療育の給付、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3	省略		3	省略	
4	知事	<p>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務（同号に規定する利用特定個人情報であ</p>	4	知事	<p>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務（同号に規定する利用特定個人情報であ</p>
		<p>外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報であ</p>			<p>外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報であ</p>

信託事務に充てられることが明らかなものを除く。)

ウ 省略

2 省略

(事業税の納税義務者等)

第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)(以下イにおいて「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。) 所得割額

(7) 特定法人(法第72条の2第1項第1号ロ(1)に規定する払込資本の額(以下(7)及び(イ)において「払込資本の額」という。)が50億円を超える法人(イに掲げる法人を除く。))及び保険業法に規定する相互会社(同法第2条第10項に規定する外国相互会社を含む。)をいう。以下(7)及び(イ)において同じ。))との間に、当該特定法人による完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び附則第18条の3において同じ。))がある法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。))がある場合その他令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(7)及び(イ)において同じ。))又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。))と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間

ウ 省略

2 省略

(事業税の納税義務者等)

第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人

_____以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの

_____ 所得割額

に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額が2億円を超えるもの（アに掲げる法人を除く。）

(2)～(4) 省略

2～4 省略

附 則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第4条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項まで及び第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者）を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項に規定するところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の4の2 省略

2 省略

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは、「法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第7条の4の3 省略

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特別法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 省略

第18条 省略

(事業税の納税義務者等の特例)

第18条の2 第18条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは「1億円以下のも

(2)～(4) 省略

2～4 省略

附 則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第4条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項に規定するところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の4の2 省略

2 省略

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは、「法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第7条の4の3 省略

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特別法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 省略

第18条 省略

の（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、法附則第8条の3の3第1項に規定する払込資本の額が10億円を超えるものを除く。）とする。

第18条の3 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画について同項の認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編（法附則第8条の3の4第1項に規定する特別事業再編をいう。）のための措置（産業競争力強化法第2条第18項第3号、第4号及び第6号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び法附則第8条の3の4第1項に規定する5年以内株式等取得等法人（以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第18条第1項の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度（産業競争力強化法第24条の3第2項又は第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第18条第1項第1号イ及びイ中「2億円を超えるもの」とあるのは「2億円を超えるもの（附則第18条の3に規定する対象法人及び同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。）とする。

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （事業税の納税義務者等の特例）</p> <p>第18条の2 第18条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、法附則第8条の3の3 <u> </u> に規定する払込資本の額が10億円を超えるものを除く。）とする。</p>	<p>附 則 （事業税の納税義務者等の特例）</p> <p>第18条の2 第18条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、法附則第8条の3の3第1項に規定する払込資本の額が10億円を超えるものを除く。）とする。</p>

（愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第12条、第18条から第18条の3ま</p>	<p>附 則 （信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第12条、第18条から第18条の3ま</p>

で及び第18条の6並びに附則第17条及び第18条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）附則第12条第1項に規定する新法信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

で及び第18条の6並びに附則第17条及び第18条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）附則第12条第1項に規定する新法信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託 _____ を除く。）については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第7条の4の2第3項及び第7条の4の3第2項の改正規定 令和7年1月1日
 - 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第18条の次に2条を加える改正規定（同条例附則第18条の2に係る部分に限る。）並びに附則第3項及び第4項の規定 令和7年4月1日
 - 第3条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日
 - 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第14条の2第1項第3号の改正規定及び同条例附則第4条の4の改正規定並びに附則第2項の規定前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- （県民税に関する経過措置）
 - 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第14条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、同号イ中「公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいい、知事が行政庁であるものに限り。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く。）」とあるのは「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第2条第2項に規定する旧法公益信託（知事又は教育委員会の所管に属するものに限り。）の信託財産とするために支出した金銭」とする。
- （事業税に関する経過措置）
 - 新条例附則第18条の2の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
 - 2号施行日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日（以下「改正法公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例第18条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、改正法公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、改正法公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る新条例附則第18条の2の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から同法附則第7条第2項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。
- 新条例第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び同条例附則第18条の3並びに第2条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例附則第18条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第33号

愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例及び愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例及び愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 産業振興促進区域内において、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和9年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)の取得等(同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。)をした者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 産業振興促進区域内において、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)の取得等(同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。)をした者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成28年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備(法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する省令第2条第1号に規定する減価償却資産を除く。第1号を除き、以下この条において同じ。)に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号 _____)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備 _____</p> <p>_____に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p>

(1)～(3) 省略

2・3 省略

(不動産取得税の課税免除及び不均一課税)

第3条 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。)をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

2 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間に第3条第2項に規定する土地の取得が行われた場合における同項の規定の適用については、同項中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例(以下「新過疎地域県税特別措置条例」という。)の規定及び第2条の規定(愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第2条第1項の改正規定(「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分を除く。)を除く。)による改正後の愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第2条第1項及び第3条の規定は、令和6年4月19日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

4 新過疎地域県税特別措置条例第5条の規定及び第2条の規定による改正後の愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。



○愛媛県条例第34号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中村時広

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例(平成29年愛媛県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(国民健康保険事業費納付金の徴収)</p> <p>第5条 県は、年度ごとに、各市町から、算定政令、<u>国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令</u>(平成29年厚生労働省令第111号)及びこの条例の定めるところにより、国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)を徴収する。</p> <p>2 省略</p> <p>(年齢調整後医療費指数)</p> <p>第7条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る _____ 算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。</p> <p>(一般納付金所得係数)</p> <p>第8条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>(1) _____ 算定政令第9条第5項第1号に掲げる額</p> <p>(2) _____ 算定政令第9条第5項第2号に掲げる額</p> <p>2 省略</p> <p>(一般納付金所得等割合)</p> <p>第9条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る _____ 算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得係数)</p> <p>第12条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>(1) _____ 算定政令第10条第3項第1号に掲げる額</p> <p>(2) _____ 算定政令第10条第3項第2号に掲げる額</p> <p>2 省略</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)</p> <p>第13条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る _____ 算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。</p>	<p>(国民健康保険事業費納付金の徴収)</p> <p>第5条 県は、年度ごとに、各市町から、算定政令、<u>国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令</u> _____ (平成29年厚生労働省令第111号)及びこの条例の定めるところにより、国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)を徴収する。</p> <p>2 省略</p> <p>(年齢調整後医療費指数)</p> <p>第7条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る <u>算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。</u></p> <p>(一般納付金所得係数)</p> <p>第8条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>(1) <u>算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額</u></p> <p>2 省略</p> <p>(一般納付金所得等割合)</p> <p>第9条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る <u>算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。</u></p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得係数)</p> <p>第12条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>(1) <u>算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額</u></p> <p>2 省略</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)</p> <p>第13条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、<u>当該市町に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第35号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中村時広

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)及び食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成21年内閣府・厚生労働省令第7号)に定めるもののほか、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)及び食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成21年内閣府・厚生労働省令第7号)に定めるもののほか、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第36号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。
令和6年7月19日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令(基準省令第70条(基準省令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、第162条の5、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。))を除き、基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>(人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令(基準省令第70条(基準省令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、<u>第162条の4</u>、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。))を除き、基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第37号

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。
令和6年7月19日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県県立学校設置条例(昭和39年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表1 (第2条、附則第2項関係)		別表1 (第2条、附則第2項関係)	
学 校 名	位 置	学 校 名	位 置
省略		省略	
小松高等学校	省略	小松高等学校	省略

小松高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	西条市		
東予高等学校	省略	東予高等学校	省略
東予総合高等学校	西条市		
省略		省略	
今治工業高等学校	省略	今治工業高等学校	省略
しまなみ高等学校	今治市		
省略		省略	
八幡浜高等学校	省略	八幡浜高等学校	省略
八幡浜高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	八幡浜市		
省略		省略	
南宇和高等学校	省略	南宇和高等学校	省略
北条清新高等学校	松山市		
省略		省略	

第2条 愛媛県県立学校設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表1 （第2条、附則第2項関係）		別表1 （第2条、附則第2項関係）	
学 校 名	位 置	学 校 名	位 置
省略		省略	
宇和島東高等学校	省略	宇和島東高等学校	省略
宇和島南高等学校	宇和島市		
省略		省略	

第3条 愛媛県県立学校設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表1 （第2条、附則第2項関係）		別表1 （第2条、附則第2項関係）	
学 校 名	位 置	学 校 名	位 置
省略		省略	
小松高等学校	省略	小松高等学校	西条市
		小松高等学校（令和8年度に設置されたものをいう。）	省略
省略		東予高等学校	西条市
省略		省略	
省略		丹原高等学校	西条市
省略		省略	
省略		北条高等学校	松山市
省略		省略	
省略		大洲農業高等学校	大洲市

省略		省略	
八幡浜高等学校	省略	八幡浜高等学校	八幡浜市
		八幡浜高等学校(令和8年度に設置されたものをいう。)	省略
		八幡浜工業高等学校	八幡浜市
		川之石高等学校	八幡浜市
省略		省略	

第4条 愛媛県県立学校設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>別表1 (第2条、附則第2項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	位 置	省略		省略		学 校 名	位 置	省略		<p>別表1 (第2条、附則第2項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宇和島水産高等学校</td> <td>宇和島市</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宇和島南中等教育学校</td> <td>宇和島市</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	位 置	省略		宇和島水産高等学校	宇和島市	省略		学 校 名	位 置	省略		宇和島南中等教育学校	宇和島市
学 校 名	位 置																								
省略																									
省略																									
学 校 名	位 置																								
省略																									
学 校 名	位 置																								
省略																									
宇和島水産高等学校	宇和島市																								
省略																									
学 校 名	位 置																								
省略																									
宇和島南中等教育学校	宇和島市																								

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和9年4月1日から、第3条の規定は令和10年4月1日から、第4条の規定は令和11年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第38号

愛媛県風俗案内業の規制に関する条例を次のように公布する。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県風俗案内業の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について、風俗案内を行うことができる地域等を制限し、及び少年に風俗案内所を利用させること等を規制し、もって県民が安心して暮らすことができる健全な生活環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接待風俗営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する営業をいう。
- (2) 性風俗特殊営業 法第2条第6項第1号若しくは第2号又は同条第7項第1号に規定する営業をいう。
- (3) 風俗案内 次のいずれかに掲げる行為(接待風俗営業又は性風俗特殊営業を営む者が当該営業に関して行うものを除く。)をいう。
 - ア 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該情報のうち、次のいずれかに掲げるものを提供する行為
 - (ア) 客が受けることができる接待(法第2条第3項に規定する接待をいう。以下この号において同じ。)又は客が提供を受けることができる特殊役務(異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務をいう。以下この号において同じ。)の内容
 - (イ) 接待又は特殊役務に従事する者に関する事項
 - (ウ) 客が接待又は特殊役務の提供を受けることができる時間
 - (エ) 客がすることができる遊興又は飲食に関する事項

(オ) 客が支払うべき料金

(カ) 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報の提供を受けようとする者が(ア)から(オ)までのいずれかに掲げる事項について指定した条件に該当する営業所の名称、所在地、電話番号その他の連絡先(法第2条第7項第1号に掲げる営業にあっては、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称、法第31条の2第1項第7号に規定する受付所(以下「受付所」という。)の所在地、客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先)

イ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者を、当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者若しくはその代理人等(代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)が指定する場所に送り届ける行為

ウ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者に対し、その者を当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者若しくはその代理人等が指定する場所に送り届ける者と待ち合わせるための場所を提供する行為

エ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者のため、当該営業を営む者から接待又は特殊役務の提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

(4) 風俗案内業 風俗案内を行うための施設(以下「風俗案内所」という。)を設け、当該風俗案内所を利用して風俗案内を行う事業をいう。

(5) 風俗案内業者 風俗案内を行う者をいう。

(禁止地域等)

第3条 風俗案内業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年愛媛県条例第35号。以下「施行条例」という。)別表第1法第2条第1項第1号から第3号までの営業及び同項第4号の営業(まあじやん屋に限る。)の項地域の欄に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、接待風俗営業に係る風俗案内を行ってはならない。

2 風俗案内業者は、法第28条第1項に規定する区域又は施行条例別表第4法第2条第6項第1号及び第2号並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「令」という。)第5条の営業の項地域の欄に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、性風俗特殊営業に係る風俗案内を行ってはならない。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用の際現に第5条第1項の届出書を提出して風俗案内を行っている者の当該風俗案内については、適用しない。

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ア 第18条第1項に規定する罪

イ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第118条第1項(同法第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限り、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条第2項又は第4項の規定により適用する場合を含む。)に規定する罪

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)に規定する罪

エ 法第49条、第50条第1項第4号から第9号まで、第52条第1号又は第53条第1号若しくは第2号に規定する罪

オ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第6条に規定する罪

カ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第5条又は第6条に規定する罪

キ 愛媛県迷惑行為防止条例(昭和38年愛媛県条例第35号)第18条、第19条(同条例第8条第1項に係る部分に限る。)、第20条又は第21条に規定する罪

(3) 最近5年間に第13条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

(4) 第13条第1項又は第2項の規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に第5条第2項の規定による廃止を届け出た者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者

(6) 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第28条第1項の規定により公表(同条例第27条の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかった場合に行うものに限る。)をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過しない者

(7) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(8) 精神の機能の障害により風俗案内業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(9) 18歳未満の者

(10) 法人で、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。)のうち前各号のいずれかに該当する者を含むもの

(届出)

第5条 風俗案内業を行おうとする者は、風俗案内所ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会規則で定める日までに公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名、住所及び生年月日)
- (2) 風俗案内所の名称及び所在地
- (3) 風俗案内業を開始しようとする年月日
- (4) 風俗案内を行う接待風俗営業又は性風俗特殊営業の別
- (5) 風俗案内所の構造及び設備の概要
- (6) 営業時間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の届出書を提出した者は、当該風俗案内業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項(同項第2号に掲げる事項にあっては、風俗案内所の名称に限る。)に変更があったときは、公安委員会規則で定めるところにより、廃止又は変更に係る事項その他公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を公安委員会規則で定める日までに公安委員会に提出しなければならない。

3 前2項の届出書(前項の届出書にあっては、風俗案内業の廃止に係る事項を記載した届出書を除く。)には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第6条 前条第1項の届出書を提出した者は、自己の名義をもって、他人に風俗案内業を行わせてはならない。

(許可等の確認等)

第7条 風俗案内業者は、風俗案内を行おうとするときは、あらかじめ当該風俗案内の対象となる接待風俗営業を営む者が法第3条第1項に規定する許可を受けていること又は当該風俗案内の対象となる性風俗特殊営業を営む者が法第27条第1項若しくは第31条の2第1項の規定による届出をしていることを確認しなければならない。

2 風俗案内業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所ごとに、当該確認の対象となる接待風俗営業又は性風俗特殊営業の営業所若しくは受付所の所在地その他公安委員会規則で定める事項を記載した帳簿(以下この項及び第20条第2号において「風俗営業等確認簿」という。)を備え、当該営業所又は受付所の営業に係る風俗案内を行わないこととした日から起算して3年を経過する日まで風俗営業等確認簿を保存しなければならない。

3 風俗案内業者は、接待風俗営業又は性風俗特殊営業以外に係る案内を行おうとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、案内しようとする営業所が接待又は特殊役務の提供を行わないことを示す誓約書を備え、当該営業所の営業に係る案内を行わないこととした日から起算して3年を経過する日までその書面を保存しなければならない。

(少年の業務従事禁止等)

第8条 風俗案内業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 風俗案内所において18歳未満の者を風俗案内業に係る業務に従事させること。
- (2) 18歳未満の者に風俗案内所を利用させること。

(従業者名簿)

第9条 風俗案内業者は、風俗案内所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該風俗案内所において風俗案内業に係る業務に従事する従業者の氏名、住所、生年月日、従事する業務の内容、採用年月日及び退職年月日を記載し、当該従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで当該従業者に係る従業者名簿を保存しなければならない。

(生年月日の確認等)

第10条 風俗案内業者は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者の生年月日について、公安委員会規則で定める方法により、確認しなければならない。

2 風俗案内業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、当該確認をした従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで当該確認に係る記録を保存しなければならない。

(風俗案内業者の遵守事項)

第11条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 午前0時(次に掲げる日の区分に応じそれぞれに定める地域にあっては、午前1時)から午前6時までの時間において接待風俗営業に係る風俗案内を行わないこと。
 - ア 1月1日及び12月21日から同月31日までの日 県内全域
 - イ アに掲げる日以外の日 施行条例別表第2に掲げる地域
- (2) 午前0時から午前6時までの時間において性風俗特殊営業に係る風俗案内を行わないこと。
- (3) 風俗案内所の周辺において、公安委員会規則で定めるところにより、施行条例別表第3に掲げる数値以上の騒音を生じさせないこと。
- (4) 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、アに掲げる物品若しくはイに掲げる記号を表示し、又は当該物品若しくは当該記号を表示した物品を掲出し、若しくは配置しないこと。
 - ア 接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業において提供される役務若しくは当該役務に従事する者が表され、又は当該者を連想させる写真、雑誌、図画その他の物品で公安委員会規則で定める基準に該当するもの

イ 性的感情を刺激するものとして公安委員会規則で定める基準に該当する文字その他の記号

- (5) 公安委員会規則で定めるところにより、18歳未満の者が風俗案内所を利用してはならない旨を当該風俗案内所の入口その他の公衆の目につきやすい場所に表示すること。
- (6) 風俗案内業者は、法第3条第1項の規定に違反して営まれている接待風俗営業又は法第27条第1項若しくは第31条の2第1項の規定に違反して営まれている性風俗特殊営業に係る風俗案内を行わないこと。
- (7) 卑わいな行為が行われていることを告げ、又は当該行為が行われていると思わせる方法で、風俗案内を行わないこと。
- (8) 接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業に関する情報を客に提供することを委託する契約を締結させ、又は当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、人を威迫して困惑させないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、風俗案内所の周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で風俗案内を行わないこと。

(指示)

第12条 公安委員会は、風俗案内業者又はその代理人等が、風俗案内業に関し、この条例の規定に違反した場合において、清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該風俗案内業者に対し、清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な指示をすることができる。

(風俗案内業の停止等)

第13条 公安委員会は、風俗案内業者若しくはその代理人等が、風俗案内業に関し、この条例の規定に違反した場合において、著しく清浄な風俗環境を害し、若しくは著しく少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗案内業者が前条の指示に従わなかったときは、当該風俗案内業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該風俗案内業者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該風俗案内業者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該風俗案内業の廃止を命ずることができる。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定に違反していること。
- (2) 第4条の規定に違反していること。

(聴聞の特例)

第14条 公安委員会は、前条第1項又は第2項の規定による命令をしようとするときは、愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、愛媛県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 公安委員会は、前項の通知を愛媛県行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。
- 4 第1項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(調査)

第15条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内業者に対し、風俗案内業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、当該風俗案内業者は、当該求められた報告をし、又は資料を提出しなければならない。

- 2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。この場合において、風俗案内業者又はその代理人等は、当該立ち入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(建物所有者等への協力依頼)

第16条 公安委員会は、風俗案内所が入居し、又は入居しようとする建物等の所有者又は管理者に対し、この条例の目的を達成するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (2) 第6条の規定に違反した者
 - (3) 第8条の規定に違反した者
 - (4) 第13条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- 2 第8条第1号に掲げる行為をした者は、当該18歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項の届出書を提出しないで風俗案内業を行った者
- (2) 第5条第1項の届出書又は当該届出書に係る同条第3項に規定する添付書類であって虚偽の事項を記載したものを提出した者

(3) 第5条第2項の規定に違反して届出書を提出せず、又は同項の届出書若しくは同項の届出書に係る同条第3項に規定する添付書類であつて虚偽の事項を記載したものを提出した者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して風俗案内を行った者
- (2) 第7条第2項の規定に違反して風俗営業等確認簿を備えず、これに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又はこれを保存しなかった者
- (3) 第9条の規定に違反して従業者名簿を備えず、これに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又はこれを保存しなかった者
- (4) 第10条第1項の規定に違反して風俗案内業に係る業務に従事させた者
- (5) 第10条第2項の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者
- (6) 第15条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (7) 第15条第2項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第18条第1項又は前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に風俗案内を行っている風俗案内業者(第4条各号のいずれかに該当するものを除く。)に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「風俗案内業を行おうとする者」とあるのは「風俗案内を行っている風俗案内業者」と、「公安委員会規則で定める日までに」とあるのは「令和6年10月31日までに」とする。
- 3 前項に規定する者が、この条例の施行の際現に第3条第1項又は第2項に掲げるいずれかの地域で風俗案内を行っている風俗案内業者(第4条各号のいずれかに該当するものを除く。)については、令和6年10月31日までの間は、第3条第1項又は第2項の規定は、適用しない。
- 4 前項の風俗案内業者で令和6年10月31日までの間に当該風俗案内業に係る第5条第1項の届出書を提出したのものについては、令和7年9月30日までの間は、第3条第1項又は第2項の規定は、適用しない。

○愛媛県条例第39号

県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中村時広

県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例(昭和23年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>別表(第4条関係) 省略</p>	<p>第4条 議員報酬は、毎月中旬にこれを支給する。</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 削除</p> <p>第7条 省略</p> <p>別表(第5条関係) 省略</p>

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。